

北九州市

基礎情報

【人口】 961,286 人 【世帯】 426,325 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数（推計値）】

母子世帯（15,733 世帯）父子世帯（2,229 世帯）で合計 17,962 世帯（北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度））

概要

○平成 28 年度から子ども食堂 2 か所を民間事業者に委託して設置し、モデルケースとして課題やノウハウを整理し、その成果を民間にも広げることで、市全域での普及を目指している

○平成 28 年度から面会交流事業を経験豊富な NPO 法人へ委託して開始。所得要件を同居親または別居親のいずれか一方に求めるなど、利用拡大の工夫をしている。

○母子・父子自立支援プログラム策定員を増員するとともに、女性の「はたらく」を応援するワンストップ施設「ウーマンワークカフェ北九州」にも配置、相談できる体制の拡大に取り組んでいる。

【北九州市のひとり親家庭の特徴】

北九州市では平成 3 年から 5 年おきに実態調査を行っており、平成 28 年 11 月は、第 6 回目となる調査を実施した（現在集計中）。

これまでの調査から、ひとり親家庭の世帯数の経年変化をみると、全体として、ひとり親家庭は増加傾向にあり、母子家庭の割合が増加、父子家庭の割合が減少している。なお、直近の平成 23 年度の調査によると、母子家庭の割合は 3.71%、父子家庭は 0.53%と、全国平均（母子家庭：2.31%、父子家庭：0.42%）と比べると若干高い。

（1）平成 28 年度から運営委託で子ども食堂を開設

①北九州市としての設置に向けた経緯

平成 27 年度当初は、民間が行う施設も含め、市内に子ども食堂は 1 か所もない状況であったが、平成 27 年 4 月以降、メディアで子ども食堂に関する報道が行われる中で、市民から、食材を提供したい、ボランティア活動をしたい、子ども食堂をやりたいといった問い合わせ等が市役所に届くようになった。

平成 27 年秋頃になると、子ども食堂を自ら行いたいとして、民間団体（そのうちの一つの団体は、現在、市からの委託契約団体の一つになっている）が北九州市の子育て支援課に相談に訪れてきたが、市内に子ども食堂の開設がなされていなかったため、具体的にどのように進めていけばよいのかなどの知識を市も民間も持ち合わせていなかった。

そこで、先行して子ども食堂を実施している他の自治体や民間団体から情報を収集しながら、北九州市としてモデルになるようなものをつくることにした。市内の民間サイドでも子ども食堂を実施したいという要望があることから、公設の子ども食堂を運営することにより、経験や運営ノウハウの蓄積ができれば、民間を主体とした子ども食堂の支援ができ、継続した取り組みとして子ども食堂の普及につながると考えた。

②予算化、場所の選定など具体化に向けた動きの経緯

ひとり親家庭等の保護者が仕事などを理由に帰宅が遅くなり、子どもがきちんと夕食をとれない「欠食」、あるいは一人で食事をする「孤食」になる家庭が増加傾向であることから、平成27年10月に、孤食防止と居場所づくりを目的に予算要求をすることにした。

その後、予算化の目途が立ったことにより、実施すべき場所の選定を行った。調理施設および部屋数が比較的多い施設という要件から、市民センターを実施施設として活用することとした。現在、北九州市には、概ね小学校区に1つずつ、135か所に市民センターがある。

実施地域の候補地選定にあたっては、放課後児童クラブの登録者数が150名以上の小学校区であることや、子どもが市民センターまで通所するときの安全性に配慮して、小学校と放課後児童クラブ、市民センターが近接しているところといった条件で候補地を絞り込み、日明市民センターと尾倉市民センターを候補地として選定した。

③地域との協議による調整の実施

実施地域の候補地選定後、事業実施に向けて地域の了解を取っていくことが不可欠であるため、地域と協議を行い、子ども食堂の具体化について検討を進めた。地域との協議は、町内会の集合体で地域の窓口となっているまちづくり協議会（小学校区に1つ）を通して行った。

地域との協議は実質2か月程度を要した。市民センターを活用するため、市民の市民センター利用に制限を設けるとともに、子ども食堂へのボランティアとして可能な範囲での参加や広報での情報発信などについて協議を行った。

また、他都市（堺市と名古屋市）の事例も参考にして、実施内容の具体化を進めていった。

そうした中で、ひとり親家庭の子どものみを対象にした場合、地域やひとり親家庭の保護者から、「ひとり親家庭の多い地域」あるいは「あの子の家はひとり親家庭で、ごはんが食べられないので子ども食堂に通っている」などのようなレッテルを貼られてしまうのではないかとという心配の声が聞かれた。こうした声に対応し、ひとり親家庭の子どもだけでなく、両親が共働き家庭の子どもなど、子ども食堂のニーズを有する家庭の子どもであれば誰でも参加できるような内容にして、1人でも多くの「ひとり親家庭の子ども」や「支援が必要な子ども」が参加できるような雰囲気づくりを行いながら取り組むことにした。

運営開始後、ひとり親家庭の子どもだけを対象としなかったことで、ひとり親家庭の親から、「子どもが喜んで通っている。」との声も寄せられている。

④運営事業者募集を企画提案方式で選定

予算化、場所の選定等を行ったうえで、運営事業を委託する民間事業所を選定するための企画競争を行った。平成28年7月に「北九州市子ども食堂運営事業 事業説明会」を開催した。この説明会には24団体が参加し、結果として企画競争には3団体（1団体は複数の団体から構成）が参加した。

なお、多くの団体が事業説明会に参加した理由としては、事業者の選定にどのような評価を行うのか知りたい等が挙げられる。事業説明会の参加者は地域団体が最も多く、その他に医療機関や社会福祉法人、食材関係の事業者等が参加した。

企画提案書を提出した3団体の応募者に対し、子ども食堂の運営の方向性についてプレゼンテーションによるヒアリングを行ったが、子どもの学習支援や生活指導、安全管理を重視していた行政と、食事中心に考えていた応募者の意識に若干の違いが見受けられたものの、応募者の熱意や子ども食堂への想いが十分に伝わる内容だった。

企画コンペ方式の事業説明会の資料の主な内容等

業務内容

- ①子どもたちと共に調理し、食卓を囲みながら温かい食事を提供
- ②学習習慣の定着などの学習支援
- ③基本的な生活習慣の習得の支援や生活指導

受託者の選定方法

企画提案及び面接で事業団体を決定

企画提案に参加するために必要な要件

(1) 事業者の要件

- ア 社会福祉法第24条に規定する社会福祉法人
- イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）第4条の認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
- ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する母子・父子福祉団体
- エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- オ その他、市長が認める団体・法人

(2) 実施体制

ひとり親家庭の実状を十分理解し、子どもへの学習習慣の定着や生活習慣の確立に向けた取組に関して適切に対応できる団体。また、子どもの居場所が円滑に運営できるよう、実施場所ごとに以下に掲げる人員を配置してください。

ア コーディネーター

コーディネーターは、①生活支援等の支援員の募集・選定・派遣調整、②学習支援を行う学生ボランティア等の派遣調整、教材の調達および作成、③行政とともに地域との調整にあたります。

イ 管理者

管理者は、事業の実施場所に支援員等の指導、運営に係る公衆安全・安全管理の統括をします。

ウ 支援員等

支援員は、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有するスタッフであって、適切な生活支援や学習支援に当たります。

なお、学習支援ボランティアに関しては、北九州市が北九州市立大学等に子ども食堂運営に関する協力依頼を行います。また、協力内容等については、後日、受託団体、大学と北九州市の間で協議をしながら決定していきます。

企画提案の審査

(1) 契約予定者の選定方法

本募集要領に基づき提出された企画提案書等については、平成28年度北九州市子ども食堂事業企画提案（以下「企画提案」という。）における、審査員の評価及び意見を踏まえ、本市が本業務の実施に適した提案（最も評価が高い提案）を行ったと

認められる者を契約予定者として決定します。

(2) 審査基準

業務遂行能力、実績の有無、実施体制および支援内容（特色ある居場所づくり）、衛生管理、参加者の安全管理、食材の確保、事業スケジュール、経費の見積

出典) 平成 28 年度北九州市子ども食堂運営事業 事業説明会 資料

平成 28 年度北九州市子ども食堂運営事業仕様書（抜粋）

1. 事業の趣旨・目的

2. 業務概要

(1) 対象者

(2) 事業内容

(3) 実施場所

(4) 実施頻度・時間

(5) 参加費

(6) 事業の実施体制

受注者は、学習支援を行う「学生ボランティア」と生活指導や調理実習や食育、食事の提供を行う「NPO 等の民間団体」との連携による運営委員会方式で実施する。

その他、子ども食堂の運営における留意事項は、次のとおりとする。

（関連団体との連携、管理運営、ボランティア・支援員、衛生管理と安全の確保、参加者への対応、市民センターの利用について、その他について 22 項目を示す）

(7) 保険加入

事業スタッフ（ボランティア含む）や参加児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること

(8) 委託対象経費

(9) 契約期間

(10) 開設準備期間

(11) 開設日

3 納品物

4 守秘事項等

5 個人情報の保護

6 調査等

7 暴力団等の排除について

8 その他

出典) 平成 28 年度北九州市子ども食堂運営事業仕様書

⑤運営面では衛生管理を重視

衛生管理は、仕様書においても下記のように定めているほか、最も気を使っている項目の一つである。運営開始後、毎回、管理栄養士の資格を有する市の職員が訪問し、食材の点検、食中毒の防止や食物アレルギーへの対応など、衛生管理や栄養バランスについてアドバイスを行っているほか、保健所や教育委員会からもサポートを得ながら実施している。

行政が率先して衛生管理に取り組んでいる理由は、民間団体にも衛生管理の重要性を認識してもらい、食中毒などを防止することにより、子ども達に温かくて美味しい食事を楽しんで欲しいとの思いからである。

仕様書における衛生管理に関する記述

【衛生管理と安全の確保】

食品衛生責任者を配置すること

市が行う食中毒や感染症等の予防研修会、調理上の衛生管理や食育に関する勉強会に参加すること

市が事業実施場所で行う食材の点検や使用機材の洗浄の状況などの衛生管理チェック、栄養指導などで指導事項が挙げられた場合は、その指導内容に従うこと

受注者は、利用者の安全を確保するため、食品衛生管理、食品アレルギーへの配慮、帰宅時の安全への配慮など最大限の注意を払い、事故が起こった場合は、直ちに市に報告するとともに、関係者に対し迅速かつ誠実に対応すること。

なお、対応内容等は必ず記録をすること。

出典) 平成 28 年度北九州市子ども食堂運営事業仕様書

⑥1 か所 20 名程度の子どもが利用

子ども食堂は、準備期間を経て平成 28 年 9 月に運営を開始した。11 月現在、参加する子どもは 1 か所あたり 20 名程度であり、そのうち約半数がひとり親家庭の子どもである。

食物アレルギー等を考慮し、参加する子どもは、登録制としている。

運営する中で、例えば、市のホームページや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用して、子どもの状況がわかるとよいといった保護者の声もでてきている。こうした要望にも順次対応するべく、準備を進めている。

⑦委託費の内訳

委託費は、人件費及び開設にかかる準備費で全体の 7～8 割程度を占めている。市民センターを利用しているため、場所代や光熱費が無料で、食材も寄付で対応できていることによる。このため市としては、地域が主導で実施していくことを想定した場合、ある程度の助成金があれば子ども食堂の運営ができると考えている。加えて、地域に子ども食堂実施への想いと参画できる人材が必要になると想定している。

食材は各処から寄付が寄せられるが、フードバンクに関わる団体が運営団体に参加している子ども食堂では、従来からのネットワークを活用して、必要な食材に関する情報を企業に提供するなどの活動も行っている。

⑧民間による子ども食堂の設置に波及

平成 27 年度から平成 28 年度にかけての北九州市の取組とは別に、平成 27 年度に 1 か所、平成 28 年度に 4 か所、民間 5 団体による独自の子どもの居場所づくりが行われている。

⑨平成 28 年度に設置した 2 か所の子ども食堂をモデルケースとした展開へ

北九州市としては、今回の事業を通じて子ども食堂のモデルケースを構築していくことを目指している。

例えば、市が重要視している衛生管理については、民間団体の実施内容をみながら、市民や保健所、市が勉強し、全体として衛生管理への意識を高めるとともに、具体的な実施内容のモデルについても確立していく必要がある。

平成 28 年 9 月に子ども食堂として運営を開始したばかりであり、夏休みなど、子どもの 1 年間の生活サイクルを経験していないため、今後これらの経験を積みながら、運営上のノウハウと課題について整理、蓄積していく必要があると考えている。

モデルケースを確立する中で、設置する地域の特徴や運営する団体の考えなどにあつた方法を選択できるようになることを目指している。

現在、公設の子ども食堂だけでなく、民間が運営するケースもでてきていることから、市として、子ども食堂のネットワーク化を行っていくことも考えている。そのためには、市側に寄付として寄せられた食材などを、民間の子ども食堂に分配する仕組みの構築などが必要である。実際、子ども食堂を始めたことが新聞記事として掲載されたことを受けて、市に寄付が寄せられるようになっている。

⑩子ども食堂の設置、運営までを振り返って

子ども食堂の設置する候補が決まってから、地域と話し合いを行ったが、その期間は 2 か月程度であった。結果として、事業の実施に地域の方々を必ずしも十分に巻き込むことができず、地域の人々からみると、一緒に取組むという段階にはなっていない面もある。行政の担当者としては、期間が短く、半年程度かけて行うことができたのではなかったのではないかの思いがある。将来的に、民間団体で運営してもらえるようになるには、地域の人々の思いと理解がないと難しいため、もう少し時間をかけて話をすることで、地域の人たちが子ども食堂にどのようにかかわっていけばよいのか十分に理解していただいたうえで運営を開始することができたと考えている。市担当者は、子ども食堂を運営する中で、地域の人と一緒に子どもたちと食事をし、子どもと触れ合う機会をつくることなどに努めていく必要があると感じている。

また、北九州市では、これまでの経験から、ひとり親家庭の子どもだけを集めようとした場合、地域や保護者に十分に説明をし、理解、納得していただければよいが、それが難しい場合は、ひとり親家庭に限らず支援を必要としている子どもを対象とする方法がよいと考えている。国の事業としてはひとり親家庭の子どもを対象とした事業になっているが、対象を限定しすぎず、範囲を広げ、その中で支援を必要とする子どもたちに支援を行う方が、子どもや家庭、地域へのレッテルを貼るようなことにならなくてよいとする考えである。

(2) 平成 28 年度からひとり親家庭面会交流支援事業を開始

平成 24 年度に、国のひとり親家庭面会交流支援事業の補助制度ができたが、全国的に取り組みが進まず、北九州市においても、面会の付き添いや子どもの心理状況の把握などのスキルや経験を有する支援員の確保が難しい状況であった。

平成 25 年度に、NPO 法人北九州おやこふれあい支援センター（以下、「おやこふれあいセンター」と略す）が独自に面会交流支援の活動を開始した。「おやこふれあいセンター」では、裁判の調停員や弁護士、公益社団法人家庭問題情報センターの経験者などが支援員として活動しており、数年間の活動を通して経験やノウハウを蓄積する中で、北九州市の事業を委託することとなった。

事業に関する問い合わせや申込受付は、ひとり親家庭の相談業務や就業支援の実績を有する「北九州市立母子・父子福祉センター」に委託し、「おやこふれあいセンター」には、両親や子どもとの事前相談や面会交流を行う際の付き添いなどを再委託する形で、平成 28 年 10 月に事業を開始した。事業開始後、相談や問い合わせが 10 数件寄せられており、現在、支援に向けて調整中である（平成 28 年 11 月中旬時点）。

なお、北九州市の面会交流支援事業の特徴は、対象となる所得要件を双方の親に求めるのではなく、一方の親としている点である。具体的には、「同居親（子どもと一緒に住んでいる親）または別居親（子どもと離れて暮らしている親）のいずれか一方が、児童扶養手当を受給しているか、もしくは、児童扶養手当の支給を受けているものと同様の所得水準にあること」としている。

本事業は、経験やノウハウを有する支援員がいなければできない取り組みであり、実績を積み重ねてきた「おやこふれあいセンター」の存在が大きい。

（3）母子・父子福祉センター事業における母子・父子自立支援プログラム策定員を増員

ひとり親家庭向けの就業支援としては、母子・父子福祉センター事業として、以下の4点を実施している。

- 就業支援講習会（ホームヘルパー、介護事務、医療事務、パソコン等）
- 一般相談、特別相談（法律・経営相談）
- キャリアカウンセラーによる自立支援プログラム策定事業
- ハローワークとの連携による就職相談会

このうち、キャリアカウンセラーによる自立支援プログラム策定事業では、プログラム策定員を平成27年度に2名から3名に増員し、そのうち1名を平成28年8月から、女性を対象とした就職支援やキャリアアップ支援、子育てとの両立支援、創業支援など、女性の「はたらく」をワンストップで応援する「ウーマンワークカフェ北九州」に配置することにした。これまでは、戸畑区の母子・父子福祉センターのみで対応していたが、小倉北区内のウーマンワークカフェ北九州とあわせて2か所で対応する体制になった。

ウーマンワークカフェ北九州は、マザーズハローワーク北九州、福岡県子育て女性就職支援センター、保育サービスコンシェルジェによる相談、求人検索コーナー、キッズコーナーや授乳室などで構成されている。

就業相談でマザーズハローワーク北九州を訪れたひとり親は、必要に応じて、自立支援プログラム策定員と面談を行い、利用できる支援制度の紹介や履歴書の書き方の支援などを受けている。

市内の相談箇所が1か所から2か所に増えたことで、相談者にとって利用しやすい環境が広がり、ウーマンワークカフェ北九州における自立支援プログラムの策定件数は、着実に増えつつある。なお、各区の保健福祉課では子ども相談コーナーを設置し、嘱託職員が相談者から様々な相談や問い合わせに対応し、その上で適切な機関等につなぐ役割を担っている。

【参考】高等職業訓練促進給付金の受給者への給付金を加算する事業を実施

北九州市では、平成 27 年 10 月から「ひとり親家庭の自立応援給付金事業」を開始している。これは、経済的自立に役立つ看護師等の資格取得の推進のため、高等職業訓練促進給付金の受給者（非課税世帯）に対し給付金を加算する市独自の制度である。

ひとり親家庭が自立するためには、安定した就業の確保が必要不可欠である。給付金を加算することにより、就業期間中の受給者の収入は、児童扶養手当等も含め母子家庭の平均年収 234 万円（平成 23 年度北九州市母子世帯等実態調査）と同程度になるため、就業期間中の生活費の不安を解消し、安心して資格取得に専念することができる。

平成 27 年度でみると、高等職業訓練促進給付金を受給した人が 109 名、このうち非課税世帯は 85 名であり、非課税世帯のほぼ全員が自立応援給付金を受給している。

これまで高等職業訓練促進給付金の利用者は減少傾向にあったが、北九州市独自の加算給付により利用者は増えた印象である。

ひとり親家庭の自立応援給付金事業の支給額と支給期間

【支給額】 扶養児童数 2 人目までは一律月額 20,000 円を加算

3 人目以降は一人につき月額 10,000 円を加算

【支給期間】 上限 24 か月

出典) 北九州市資料より作成

以上